千葉市消防局からのお知らせ

消火器の規格(平成23年1月1日より)及び消火器の点検基準(平成23年4月1日より)が改正されました

近年の度重なる老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等についての表示を義務付けるとともに、消火器の定期点検において耐圧性能点検を導入する等の改正が行われました。

改正の概要

① 消火器のラベル表示の内容が変更になりました。

消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示が新たに義務付けられました。

ちはなちゃん

義務付けられた表示項目

①住宅用消火器以外の消火器
ア　住宅用消火器でない旨
イ　加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
ウ　標準的な使用条件の下での設計上設定される期間又は期限
エ　使用時の安全な取扱いに関する事項
オ　維持管理上の適切な設置場所に関する事項
カ　点検に関する事項
キ　廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
ク　消火器が適応する火災の絵表示

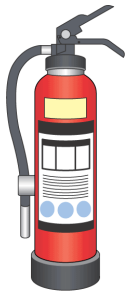

② 改正前の消火器は１１年間設置可能です。

改正前の規格に基づき、既に防火対象物に設置されている消火器等について、施行後11年間は特例として設置が認められます。（平成33年12月31日まで）

③ 施行日以降に工事を開始した場合、１年間は改正前の消火器を設置可能です。

施行日（平成23年1月1日）以降に工事を開始した防火対象物について、施行後1年間（平成23年12月31日まで）は改正前の規格に適合する消火器の設置が可能です。

④ 消火器の点検基準も改正されました。（平成２３年４月１日より）

消火器の点検基準について、蓄圧式消火器の内部や機能点検の開始時期が「製造後３年」から「製造後５年」に改正されました。また製造年から１０年を経過した消火器又は、消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものに耐圧性能点検が義務付けられました。

問い合わせ先

中央消防署予防課	TEL：202−1617	花見川消防署予防課	TEL：259−2571
稲毛消防署予防課	TEL：284−5144	若葉消防署予防課	TEL：237−8041
緑消防署予防課	TEL：292−6147	美浜消防署予防課	TEL：279−0196

消火器に関するよくある質問

Q1　戸建の住宅には住宅用消火器を必ず設置しなければいけないですか？

戸建住宅に消防法による設置義務はありません。（店舗併用住宅等の場合、設置義務がある場合があります。）なお、万が一に備え、戸建住宅に自主的に設置する場合は、住宅用消火器をお勧めします。

悪質な訪問販売が全国的に報告されています。少しでも不審な点があれば、最寄りの消防署へご連絡ください。

Q2　消火器を見て、旧規格と新規格の消火器を見分けることができますか？

規格改正に伴い、「消火器が適応する火災の絵表示」が新たに追加されたので、この絵が表示されていれば新規格の消火器となります。

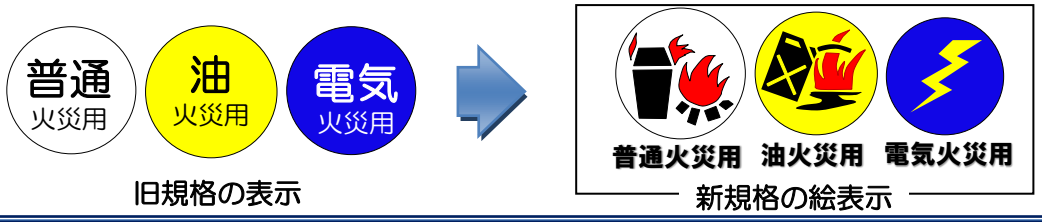

旧規格の表示　　新規格の絵表示

Q3　加圧式消火器と蓄圧式消火器はどこが違うのですか？

消火器を噴射する際に使用する加圧ガスの封入方法の違いです。加圧式は消火器本体には加圧せず、消火器内に設置された別容器に加圧ガスが封入されています。一方、蓄圧式は消火器容器自体に加圧ガスを封入しているため、常時容器内に圧力がかかっています。蓄圧式には圧力計が必ず設置されているので加圧式と見分ける一つのポイントになります。

（新規格の消火器には「加圧式」、「蓄圧式」の表示が義務付けられています。）

Q1 に記載の「住宅用消火器」はすべて蓄圧式となっています。

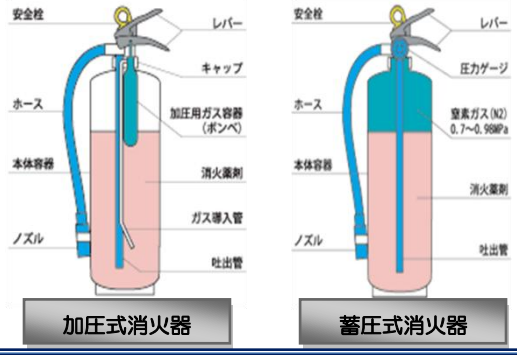

Q4　なぜ消火器の破裂事故が起きるのですか？　また起こらないように心掛けることはありますか？

原因は様々ですが、統計的に腐食を起因とするものが多数を占めます。またそのほとんどが加圧式消火器によるものです。原因として、Q3 にもあるように加圧式消火器は腐食が進行しても加圧ガスが抜けない構造になっているため、腐食していたものを使用した際に、消火器容器が圧力に耐えきれずに破裂することが考えられます。

事故を未然に防止するためには、定期的に点検を実施し、異常があるものは新しいものに更新することが一番です。また腐食を起こすような場所（例：水のかかる場所等）に設置する場合は、消火器の設置位置を再検討する必要があります。

Q5　平成２３年１月１日以降は旧規格の消火器は使えないのですか？

次に該当する消火器は改正日から１１年間（平成３３年１２月３１日まで）は設置することができます。

① 改正日前（平成２２年１２月３１日以前）に設置されていた消火器
② 改正日前（平成２２年１２月３１日以前）に工事が着工され、設置された消火器
③ 改正日から１年以内（平成２３年１２月３１日まで）に設置された消火器

Q6　製造年から１０年を超えた消火器は使えないのですか？

点検等で異常が見つからなければ使用することができますが、各消火器メーカーでは設計上の耐用年数をそれぞれ定めていますので、その期限を超えている場合は新しいものに更新することをお勧めします。

なお、法定点検の義務がある事業所の場合、製造年から１０年を経過した消火器は耐圧性能点検を行い、以降３年ごとに耐圧点検を行う必要があります。

Q7　危険物施設に設置が義務付けられている消火器も新規格が適用されますか。

適用されます。消火器の規格については、ガソリンスタンド等の危険物施設に設置されている消火器も同一です。

Q8　消火器を買い替えたいのですが、古い消火器はどのように廃棄すればよいですか？

消火器の廃棄については、リサイクルシステムが始まっています。引き取り場所、廃棄方法等については

(社)日本消火器工業会　　TEL：03-3866-6258　　URL：http://www.jfema.or.jp　又は

(株)消火器リサイクル推進センター　TEL：03-5829-6773　　URL：http://www.ferpc.jp

にお問い合わせ下さい。

ご協力よろしくおねがいします。

チーバくん